

定 款

社会福祉法人 親愛会

社会福祉法人 親愛会 定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう、また、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

- （ア）特別養護老人ホームの経営
- （イ）軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営

（2）第二種社会福祉事業

- （ア）保育所の経営
- （イ）老人短期入所事業の経営
- （ウ）老人デイサービス事業の経営
- （エ）老人介護支援センター事業の経営
- （オ）老人居宅介護等事業
- （カ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- （キ）地域活動支援センターの経営

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人親愛会という。

（経営の原則）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を茨城県水戸市に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員 7名以上を置く

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1名、事務局員 1名、外部委員 2名の合計 4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1名以上が出席し、かつ、外部委員の 1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちに、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第十条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類、貸借対照表、資金収支、事業収支及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び收支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印する

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第一八条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下施設長等という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第三八条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、茨城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、茨城県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書、資金収支計算書及び事業活動計算書
 - (5) 貸借対照表及び資金収支計算書及び事業活動計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三十八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

1 公益事業

- (ア) 有料老人ホームの経営
- (イ) 居宅介護支援事業
- (ウ) 福祉用具貸与事業
- (エ) 特定施設入居者生活介護事業
- (オ) 介護予防特定施設入居者生活介護事業
- (カ) 介護予防福祉用具貸与事業
- (キ) 特定福祉用具販売事業
- (ク) 特定介護予防福祉用具販売事業
- (ケ) 一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）
- (コ) 介護職員初任者研修
- (サ) 介護福祉士実務者研修事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第三十九条 前条の規定によって行う事業から生じた剰余金は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第八章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第四二条

この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四三条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、茨城県知事の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けるなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を茨城県知事に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四四条 この法人の公告は、社会福祉法人親愛会の掲示場に掲示するとともに、電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四五条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	武藤 淳
理事	秋山 友蔵
理事	桧山 裕二郎
理事	井坂 悅雄
理事	武藤 とよ
理事	田口 行雄
理事	龍福 信子
理事	小林 節子
監事	小林 友左右
監事	横尾 ヤチヨ

2 この定款は、昭和47年 2月 7日から施行する。
昭和48年11月20日から施行する。
昭和48年12月 3日から施行する。
昭和52年 8月29日から施行する。
昭和54年 3月29日から施行する。
昭和56年 3月 2日から施行する。
昭和58年10月14日から施行する。
昭和59年 1月18日から施行する。
昭和59年 2月 8日から施行する。
昭和62年11月28日から施行する。
平成 4年10月28日から施行する。
平成 6年 7月20日から施行する。
平成 7年 5月25日から施行する。
平成12年 2月 2日から施行する。
平成13年 4月19日から施行する。
平成14年 4月15日から施行する。
平成17年11月 7日から施行する。
平成18年 7月10日から施行する。
平成18年10月23日から施行する。
平成22年 6月21日から施行する。
平成24年 3月30日から施行する。
平成24年 5月24日から施行する。
平成26年10月28日から施行する。
平成29年 3月28日から施行する。
令和 3年 5月26日から施行する。

ただし第一条及び第三八条については、茨城県知事の認可の日から施行する。

別表

土地

1.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地6 ケアステーション梅寿園敷地	面積	369.00m ²
2.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地16 みどりおか敷地	面積	2,568.00m ²
3.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地22 みどりおか敷地	面積	171.0m ²
4.	茨城県水戸市千波町字北葉山1689番地の2 葉山保育園敷地	面積	390.00m ²
5.	茨城県水戸市千波町2831番地1 千波保育園敷地	面積	106.86m ²
6.	茨城県水戸市千波町2831番地18 千波保育園敷地	面積	126.20m ²
7.	茨城県水戸市千波町2831番地19 千波保育園敷地	面積	1,448.36m ²
8.	茨城県水戸市本町一丁目9番2 さくらさくら敷地	面積	445.53m ²
9.	茨城県水戸市本町一丁目9番3 さくらさくら敷地	面積	195.98m ²
10.	茨城県東茨城郡茨城町中石崎2651-1 グランドホームとんぼ敷地	面積	6,866.48m ²
11.	茨城県東茨城郡茨城町中石崎2380-5 グランドホームとんぼ敷地	面積	147.00m ²
12.	茨城県東茨城郡茨城町中石崎2648-2 グランドホームとんぼ敷地	面積	270.00m ²
13.	茨城県東茨城郡茨城町中石崎2649 グランドホームとんぼ敷地	面積	641.00m ²
14.	茨城県水戸市見川町字丹下の牧2131-1514 ケアステーション梅寿園敷地	面積	464.00m ²
15.	茨城県水戸市見川町字丹下の牧2131-1569 ケアステーション梅寿園敷地	面積	198.00m ²
16.	茨城県水戸市見川町字丹下の牧2131-207 ケアステーション梅寿園敷地	面積	319.00m ²
17.	茨城県水戸市見川町字丹下の牧2131-889 ケアステーション梅寿園敷地	面積	321.00m ²
18.	茨城県水戸市藤井町字十万原1117-1487 ケアステーション藤が原敷地	面積	3,000.03m ²
19.	茨城県水戸市藤井町字十万原1117-1488 ケアステーション藤が原敷地	面積	8,999.98m ²
20.	茨城県東茨城郡茨城町大字前田字東原1707-349 ウィステリア俱楽部敷地	面積	3,115.42m ²
21.	茨城県東茨城郡茨城町大字前田字東原1707-302 ウィステリア俱楽部敷地	面積	117.76m ²
22.	茨城県東茨城郡大洗町大貫町前原下256-398 デイ松ぼっくり敷地	面積	560.11m ²
23.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地9 ケアステーション梅寿園敷地	面積	4,146.00m ²
24.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地10 ケアステーション梅寿園敷地	面積	3,819.00m ²

25.	茨城県水戸市東野町字中山620番4 元気の森保育園敷地	面積	2, 645. 01 m ²
26.	茨城県水戸市東野町字東ヤ617番地 元気の森保育園敷地	面積	654. 00 m ²
27.	茨城県東茨城郡城里町大字下坪字船渡2941番4 ケアステーション城里 着用地	面積	4, 380. 83 m ²
28.	茨城県東茨城郡城里町大字上坪字富内624番 1 ケアステーション城里 敷地	面積	6, 745. 03 m ²
29.	茨城県水戸市東野町字東谷津618 元気の森保育園駐車場敷地	面積	760. 00 m ²
30.	茨城県水戸市堀町字野田原2293-2 わくわくの森保育園敷地	面積	1, 627. 00 m ²
31.	茨城県水戸市堀町字野田原2296-6 わくわくの森保育園敷地	面積	363. 00 m ²
32.	茨城県水戸市堀町字野田原2296-7 わくわくの森保育園敷地	面積	2, 297. 00 m ²
33.	茨城県水戸市千波町2831-13 千波保育園敷地	面積	586. 00 m ²
34.	茨城県水戸市千波町2831-15 千波保育園敷地	面積	278. 00 m ²
35.	茨城県水戸市千波町2831-20 千波保育園敷地	面積	69. 00 m ²
36.	茨城県東茨城郡茨城町前田1707-442 ウイスティア倶楽部敷地	面積	999. 00 m ²

建物

1.	茨城県水戸市千波町字北葉山1689番地の5 葉山保育園園舎 鉄骨造ルーフィング板葺平屋建一棟	床面積	398.92m ²
2.	茨城県水戸市千波町字北葉山1689番地の5 葉山保育園園舎 鉄骨造平屋建一棟	床面積	106.92m ²
3.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地の17 ケアステーション梅寿園園舎 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建一棟	床面積	1,885.44m ²
4.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地の17 ケアステーション梅寿園機械室 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建一棟	床面積	16.20m ²
5.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地の17 ケアステーション梅寿園一般浴室 アルミサッシ造一棟 ケアステーション梅寿園診療室 鉄骨造スレート葺2階建一棟	床面積	20.23m ²
6.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地の17 在宅介護支援センター緑岡事務所 鉄骨造スレート葺2階建一棟	床面積	72.22m ²
7.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地の17 やすらぎ梅寿園園舎 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建一棟	床面積	70.24m ²
8.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地の17 デイ緑岡施設 ショートステイ梅寿園園舎 鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建一棟	床面積 床面積	854.08m ²
9.	茨城県水戸市見川町字大山台1820番地の16 みどりおか施設 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建一棟	床面積	2,986.26m ²
10.	茨城県水戸市本町一丁目9番3 さくらさくら施設 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺3階建	床面積	1,220.52m ²
11.	茨城県東茨城郡茨城町中石崎2651-1 グランドホームとんぼ施設 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建一棟	床面積	1,353.92m ²
12.	茨城県東茨城郡茨城町中石崎2651-1 グランドホームとんぼ施設 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建一棟	床面積	576.34m ²
13.	茨城県東茨城郡茨城町中石崎2651-1 グランドホームとんぼ施設 軽量鉄骨平家	床面積	64.61m ²
14.	茨城県東茨城郡茨城町中石崎2651-1 グランドホームとんぼ施設 鉄筋コンクリート二階建	床面積	195.62m ²
15.	建物付属設備 ケアステーション梅寿園冷暖房空調設備		
16.	茨城県水戸市藤井町字十万原1117番地1488 在所		

	ケアステーション藤が原施設 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	床面積	6,660.55m ²
17.	茨城県東茨城郡茨城町大字前田字東原1707-349 ウイスティア俱楽部施設 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建	床面積	1,113.34m ²
18.	茨城県東茨城郡大洗町大貫町前原下256-398 デイ松ぼっくり 鉄骨造陸屋根 3 階建	床面積	761.14 m ²
19.	茨城県水戸市見川町 1820-10 新ケアステーション梅寿園施設 鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺二階建	床面積	4,610.68 m ²
20.	茨城県水戸市東野町字中山 620 番地 4 元気の森保育園施設 木造合金メッキ鋼板葺 2 階建	床面積	1,077.76 m ²
21.	茨城県水戸市堀町字野田原 2296-7 6 わくわくの森保育園施設 木造合金メッキ鋼板葺平屋建	床面積	922.5 m ²
22.	茨城県東茨城郡城里町大字上坪字富内624番 1 ケアステーション城里 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	床面積 床面積	3491.99 m ² 130.83 m ²
23.	茨城県水戸市千波町字千波原 2831-19・18 千波保育園施設 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	床面積	1366.65 m ²